

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業嘱託職員取扱要綱

1 目的

この要綱は、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業嘱託職員（以下「支援員」という。）の任用及び勤務条件等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 身分

支援員は非常勤の職員とする。

3 任用

(1) 支援員は、人格円満な者のうちから、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が任命する。

(2) 選考方法については、会長が定める。

4 職務

(1) 支援員の職務は、青梅市地域福祉権利擁護事業で痴呆の高齢者、知的障害者、精神障害者に対して、上司の指示を受け福祉サービス利用援助等の支援をする。

(2) 前号に定めるもののほか、上司が指示する業務をおこなう。

5 服務基準

(1) 支援員は、職務の遂行に当っては、法令その他の定めを遵守するほか、この要綱に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従うとともに、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(2) 支援員は、従事している間は、言葉使い、身だしなみ等を正しくし、対応をつとめて丁寧、親切にしなければならない。

(3) 支援員は、その信用を傷つけ、またはその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(4) 支援員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

6 任用期間

支援員の任用期間は、1年以内とする。ただし、会長は、第3号第1項に掲げる要件を備えている者について、その任用期間を更新することができる。

7 賃金の額及び支給方法

(1) 支援員には、賃金を支給する。

(2) 賃金の額については時間給とし、会長が別に定める。

(3) 賃金額の計算期間は、月の初日から末日までとし、翌月の10日（この日が土・日曜日または祝日であるときは、その日前のその日に最も近い土・日曜日または祝日でない日）までに支給する。ただし、会長は特別の事情がある場合は、支給方法を変更することができる。

8 賃金額の改定

支援員の賃金額は、改定の必要が生じた場合は、会長が改定することができる。

9 免職

会長は、支援員が次のいずれかに該当するときは、その職を免ずることができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、また、これに堪えられないとき。
- (3) 刑事事件に関し、起訴されたとき。
- (4) 第5号の規定に著しく違反したとき。
- (5) 職務上本人に重大な不正行為があったとき。
- (6) 支援員の従事する業務が消滅したとき。
- (7) 前号に規定するほか、その職に必要な適格性を欠くとき。

10 退職

支援員が退職しようとするときは、あらかじめ会長に申出なければならない。

11 災害補償

支援員の職務上の災害に対する補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところとする。

12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

13 実施期日

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。